

子ども体験活動支援事業補助金 申請の流れ

1. 体験活動の計画を立てる

- ・いつ？どこで？何をする？
- ・何人？何が必要？予算は？

・作成方法について不明な点があれば、遠慮なくご相談ください

2. 市に交付申請をする

- ・事業の30日前までに申請
- ・交付申請書、様式1～3を「生涯学習課」に提出

・交付決定を受ける前の支出は対象にならないので注意

3. 市から交付決定通知がくる

- ・活動前に補助金の請求ができます
- ・決定通知に請求書を同封して送ります

・請求書の提出は当日の2週間前までにお願いします

4. 体験活動の実施

- ・悪天候時は日時を変更できます
- ・日時や内容を変更の際は必ず連絡してください

・支出したものは領収書を忘れずに

5. 市へ実績報告⇒交付額確定

- ・実績報告書、様式4～6、支出明細書または領収書（明細がわかるもの）の写しを提出
- ・事業終了後30日以内に報告